証券コード　8174
平成27年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区八丁堀二丁目10番７号
日本瓦斯株式会社
代表取締役
社　　長　和　田　眞　治

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
　　帝国ホテル　本館４階　桜の間
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　１．第61期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第61期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　　剰余金処分の件
　　第２号議案　　取締役13名選任の件
　　第３号議案　　監査役３名選任の件
　　第４号議案　　取締役及び監査役の報酬限度額改定の件
　　第５号議案　　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
　　第６号議案　　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.nichigas.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内のエネルギー業界を取り巻く環境は、大きくかつ急激に変化をしております。石油元売り業界では大手事業者の再編が開始、ＬＰガス業界でも元売大手4社の統合が発表されるなど集約化が進んでおります。電力業界においては2016年に家庭用まで含めた小売の全面自由化が決定され、そして、都市ガス業界においては、2013年11月から自由化が議論され、2015年3月には、同自由化について閣議決定がなされ、2015年中には同自由化の法案提出が見込まれています。

このような急激な規制緩和により、エネルギー業界への国内異業種からの新規参入に加えて、外資の本邦進出も始まっています。今後、日本のエネルギー業界ではこのような状況に対応すべく、電力・ガスといった業界の垣根を越えた合従連衡が予想され、総合エネルギー企業群の創成に向けて、エネルギー業界そのものが大きく再編されることが予想されます。

当社グループは、かねてよりこのような状況を想定し、完全自由競争下での価格競争を意識したコストのスリム化、社員による都市ガス事業に関する資格取得の推進、自由化が先行している海外でエネルギー小売事業を展開、そして2014年3月には都市ガス子会社4社の完全子会社化を完了させております。2014年5月にはPPS事業届出を行い、同年12月には電力とＬＰガスのパッケージ販売を実際に開始、現時点までに、電力とガスのパッケージ販売はその件数を15件（成約ベース）までに増加させております。

なお、エネルギー自由化後のオペレーションコストの削減に大きく寄与するクラウドとモバイルディバイスの連携を実現する新業務システム「雲の宇宙船」は、すでに当社で本格稼働しており、現在、都市ガス子会社への導入と、複数のエネルギー販売への対応を可能とするリニューアルを進めております。

海外での事業展開につきましては、米国にて当社の現地法人Nippon Gas USA , Inc.を通じて経営参加しているStrategic Power Holdings LLCの傘下で、テキサス州において電力小売事業を展開しているEntrust Energy, Inc.と北東部７州において電力・ガス小売事業を展開しているNorth Eastern States Inc.のお客様数

は順調に増加し、当連結会計年度末現在で合計200千戸となっており、2015年12月末には、海外のお客様数を253千戸に伸ばす計画であります。

豪州におきましては、商業・産業用顧客向けに省電力マネジメントを提供するCOzero Holdings Limitedへ資本・経営参加を行い、自由化後の国内エネルギー市場で極めて重要な事業領域となる小売分野での省エネに関する事業ノウハウを蓄積しております。海外事業では、エネルギー小売自由化の進む米国及び豪州の投資先から得られる知見を、今後日本国内で予定されているエネルギー小売自由化に対応する戦術に活かすとともに、当社グループの持つ事業ノウハウと資金を海外の投資先に投下し、顧客基盤の拡大を進め、将来の収益基盤の拡充をはかって参ります。

当連結会計年度の売上高は、お客様数の順調な増加による民生用ガス販売量の増加がありましたものの、ＬＰガス事業において、業務用販売量の減少と原料価格の値下がりに伴う販売単価の低下等があり、ほぼ前期並みの1,257億3千3百万円（前年同期比0.9％減）となりました。

なお、当連結会計年度末の当社グループのお客様数は、順調に増加し、前連結会計年度末に比べ41千戸増の1,108千戸となっております。

利益面につきましては、需要期においてＬＰガスの原料価格が低く推移し、売上原価が減少したことに加え、新物流・業務システムの運用による業務全般に及ぶコスト削減が奏功し、営業利益は100億1千5百万円（前年同期比10.9％増）、経常利益は94億2千7百万円（同2.5％増）、当期純利益は、前連結会計年度に連結子会社４社の完全子会社化に伴う負ののれん発生益が計上されておりますため、55億2千8百万円（同41.6％減）となりましたが、営業利益、経常利益は、いずれも増益となり４期連続で過去最高益を更新いたしました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

［ＬＰガス事業］

当連結会計年度のＬＰガス事業の売上高は、お客様数の順調な増加を背景に民生用ガス販売量は増加いたしましたが、業務用の売上高が販売単価の低下により減少したこと等により721億7千8百万円と前年同期に比べ22億3千6百万円（前年同期比3.0％減）の減収となりました。

［都市ガス事業］

当連結会計年度の都市ガス事業の売上高は、ＬＰガス事業と同様にお客様数の順調な増加を背景に民生用ガス販売量が増加したことに加え、業務用の販売量も堅調に推移したこと等により535億5千4百万円と前年同期に比べ11億3千6百

万円（前年同期比2.2%増）の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、ＬＰガス並びに都市ガスの供給体制の安定・合理化をはかるため、また、新規需要に対処するため、ガス事業を中心とした設備投資を実施いたしました。

主なものとしては、当社におけるデポ基地２か所の新設工事、また、東彩ガス株式会社における春日部市・越谷市地区内等導管工事（埼玉県）、新日本瓦斯株式会社における久喜市・北本市地区内等導管工事（埼玉県）、東日本ガス株式会社における取手市・我孫子市地区内等導管工事（茨城県・千葉県）、北日本ガス株式会社における小山市・鹿沼市地区内等導管工事（栃木県）などであります。

この結果、当社グループの設備投資額は129億円となりました。

なお、所要資金は主に自己資金によっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益状況の推移

区　　分	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期(当連結会計年度)
売上高	百万円 110,262	百万円 117,070	百万円 126,833	百万円 125,733
経常利益	百万円 7,136	百万円 8,189	百万円 9,193	百万円 9,427
当期純利益	百万円 3,121	百万円 3,774	百万円 9,464	百万円 5,528
1株当たり当期純利益	円銭 71 70	円銭 78 01	円銭 220 93	円銭 148 26
総資産	百万円 121,987	百万円 124,958	百万円 123,496	百万円 123,910
純資産	百万円 48,565	百万円 53,016	百万円 44,831	百万円 34,969
1株当たり純資産額	円銭 753 97	円銭 832 11	円銭 1,017 92	円銭 1,006 67

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東彩ガス株式会社	450	100	都市ガス供給業
東日本ガス株式会社	400	100	〃
新日本瓦斯株式会社	400	100	〃
北日本ガス株式会社	400	100	〃
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業

(6) 対処すべき課題

国内のエネルギー業界を取り巻く環境は、この数年で大幅にかつ急激に変化をしています。石油元売り業界では大手事業者の再編が始まり、ＬＰガス業界でも元売大手4社の統合が発表されています。電力業界においては2016年に家庭用まで含めた小売の全面自由化が決定し、都市ガス業界においては、2013年11月から小売の全面自由化議論が始まり、2015年３月に同自由化について閣議決定がなされ、法案が国会に提出されています。

このような急激な規制緩和により、エネルギー事業分野への異業種の新規参入が相次いでいます。今後、日本のエネルギー業界ではこのような状況に対応すべく、電力・ガスといった業界の垣根を越えた合従連衡が予想され、総合エネルギー企業群の形成に向けて、外資の参入も含めエネルギー業界の概念そのものが、大きく変貌することが予想されます。

このような経営環境のもと、当社グループは次の取組により、単なるエネルギーアグリゲーターとしてではなく、総合エネルギー事業群の重要な一役を担って参る所存です。

１．アライアンスの形成

当社の強みは、お客様に最も近い領域である川下分野でお客様の支持を拡大し続けてきたことです。当社はこの強みを活かし、総合エネルギー企業群のアライアンス形成に必要な改革を更に進めて参ります。

２．営業力とコスト競争力の強化

当社では稼働中のクラウド基幹システム「雲の宇宙船」を更に進化させ、家庭の全てのエネルギーを一括で管理するシステムを構築し、お客様への有効な提案に繋げていく準備を進めております。また、電力、ガスのバンドル化に向けて、ボーダレスな環境下でのお客様の利便性に資するクラウドシステムの活用や、高質なホスピタリティーの維持に努めて参ります。このことにより、保安の高度化を担保しつつ管理コストの削減及び、ハブ充填基地の増設、デポステーションの拡充による物流コストの更なる低減を進めて参ります。

３．ガス機器の販売強化

ガス機器販売は将来のガス販売に繋がる重要なお客様との接点です。現状、当

社のガス機器に関する販売活動は主として既存の営業所周辺に限定されておりますが、今後はエリアマーケティングにもとづくドミナント戦略により営業体制を拡充し、宣伝と合わせて販売エリアの拡大を図ります。

４．保安の高度化

自由化された市場では保安に対するお客様の意識と要望は更に高まるものと認識しております。当社はグループの保安業務を一体で管理する総合保安センターを設立するなど保安体制の高度化に一層注力して参ります。

５．ニチガスグループのブランド力強化

一人でも多くのお客様から、「ニチガスからエネルギーを」と言っていただけるように、当社グループの総力を結集して草の根運動を徹底するとともに、外部の厳しい第三者による指導を取り込み、地域ブランド力強化に努めて参ります。そのために2015年4月に宣伝部準備室を設立いたしました。

６．コーポレートガバナンスの強化と株主様との対話

当社は、1973年に東証二部、1979年に同一部に上場以来、株主様との対話を行って参りました。しかし、その対話は、まだまだ多くの改善の余地を残していると考えております。

海外を含めた市場からの支持を頂き、株主価値の向上にコミット宣言をして努めることは、当社を大きく発展させていく中で大変重要なことと考えております。当社はこの観点から、2014年にＩＲ・資本戦略部を設立し、海外も含めてIR活動に注力し投資家の皆様との対話を強化して参りました。合わせて、社外取締役の選任など、コーポレートガバナンスの強化に努めて、一層、透明感のある開かれた会社を目指して参ります。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループはＬＰガス、都市ガス、簡易ガスの供給並びにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事　　業	取　扱　商　品
ＬＰガス事業	ＬＰガス、簡易ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、ライター用・カセットこんろ用ガスボンベ、エアゾール製品（化粧品・医薬部外品、家庭用品、工業用品、自動車用品）、カセットこんろ、土地、建売住宅、注文建築、保険代理業務、生活関連商品等
都市ガス事業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所及び工場

本　　社	東京都中央区八丁堀
営　業　所	清瀬営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県） 流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県） 甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県）他52ケ所
工　　場	田無工場（東京都）町田工場（東京都）取手工場（茨城県） 滋賀工場（滋賀県）甲府工場（山梨県）千葉工場（千葉県） 埼玉工場（埼玉県）津久井工場（神奈川県）

②　重要な子会社及び主要な事業所

東彩ガス株式会社	本　社	埼玉県越谷市
	事業所	埼玉県春日部市
東日本ガス株式会社	本　社	茨城県取手市
	事業所	千葉県我孫子市
新日本瓦斯株式会社	本　社	埼玉県北本市
	事業所	埼玉県久喜市
北日本ガス株式会社	本　社	栃木県小山市
	事業所	栃木県鹿沼市
日本瓦斯工事株式会社	本　社	埼玉県春日部市
日本瓦斯運輸整備株式会社	本　社	東京都西東京市

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,503名（302名）	71名増（26名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
728名（160名）	29名増（26名減）	36.0歳	10年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	13,541百万円
株式会社みずほ銀行	12,281百万円
株式会社三井住友銀行	10,481百万円

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　179,846,100株

(2) 発行済株式の総数　　48,561,525株（自己株式 13,828,252株を含む）

(3) 株主数　　3,967名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,604,000株	4.6%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京ＵＦＪ銀行口）	1,350,000株	3.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,282,200株	3.7%
株式会社三井住友銀行	1,180,938株	3.4%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,164,820株	3.4%
日本生命保険相互会社	994,720株	2.9%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱ＵＦＪ信託銀行口）	830,000株	2.4%
株式会社武蔵野銀行	802,714株	2.3%
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	735,000株	2.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	713,700株	2.1%

（注）　当社は、自己株式 13,828,252株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
和 田 眞 治	代表取締役社長（営業本部長）	
中 山 雄 樹	代表取締役副社長（管理本部長）	
渡 辺 大 乗	常務取締役（営業本部エネルギー企画部長兼総合エネルギー事業部兼ＴＥＤ部兼ライフプロダクト営業部管掌）	
小 池 四 郎	常務取締役（管理本部副本部長兼総務部長）	
荒 木 　 太	常務取締役（営業本部エネルギー営業部西関東支店長）	日本瓦斯運輸整備株式会社代表取締役社長
森 下 淳 一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長）	日本瓦斯工事株式会社代表取締役社長
田 中 敏 也	取締役（営業本部ライフプロダクト営業部長）	
向 井 正 弘	取締役（営業本部エネルギー企画部長兼保険・ＴＥＤ部担当）	
鎌 形 哲 夫	取締役（営業本部エネルギー営業部関東中央支店長）	
寺 田 二三男	取締役（営業本部エネルギー営業部北関東支店長）	
佐 藤 一 郎	取締役（営業本部エネルギー営業部南関東支店長）	
柏 谷 邦 彦	取締役（戦略企画本部長兼戦略企画本部海外事業部長）	
渡 辺 直 美	取締役（管理本部人事部長）	
土 屋 友 紀	取締役（営業本部エネルギー営業部東関東支店長）	
大 槻 昌 平	常勤監査役	
坂 本 昭二郎	監査役	
能 勢 　 元	監査役	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役 リーマン・ブラザーズ証券株式会社　監査役
井 出 　 隆	監査役	日本サード・パーティ株式会社　監査役

（注）１．監査役坂本昭二郎氏、能勢元氏及び井出隆氏は、社外監査役であります。坂本昭二郎氏、能勢元氏及び井出隆氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役能勢元氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査役井出隆氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
平成26年６月27日開催の第60回定時株主総会において、新たに小池四郎氏、渡辺直美氏及び土屋友紀氏が取締役に、大槻昌平氏及び井出隆氏が監査役に選任され、就任いたしました。
平成26年６月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、大槻昌平氏は辞任により取締役を、小池四郎氏及び小林勝利氏は辞任により監査役を退任いたしました。
５．当事業年度終了後における取締役の地位・担当の異動
平成27年４月１日付で取締役の地位・担当を次の通り変更しております。

氏　　名	異　動　前	異　動　後
渡　辺　大　乗	常務取締役（営業本部エネルギー企画部長兼総合エネルギー事業部兼ＴＥＤ部兼ライフプロダクト営業部管掌）	常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（ライフプロダクト営業部管掌））
森　下　淳　一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長）	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長（情報通信技術部管掌））
向　井　正　弘	取締役（営業本部エネルギー企画部長兼保険・ＴＥＤ部担当）	取締役（営業本部エネルギー企画部長兼ＴＥＤ部長兼情報通信技術部長）

６．平成27年４月１日現在の執行役員はエネルギー管理部長湯浅良平、ライフプロダクト営業部長岩谷治樹、南関東支店開発部長早川求、北関東支店第１部長蓼沼明、経財部長宮本英一、人事部長尾作恵一、総合エネルギー事業部長阪本敏康、北関東支店第２部長紫藤武久、ＩＲ・資本戦略部長兼宣伝部準備室長清田慎一の９名となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	14名 （―名）	270百万円 （―百万円）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	5名 （ 4名）	26百万円 （ 7百万円）
合　　計	19名 （ 4名）	297百万円 （ 7百万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第46回定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
３．監査役の報酬限度額は、平成10年６月26日開催の第44回定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。
４．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額82百万円（取締役79百万円、監査役3百万円）を含んでおります。
５．取締役の支給人員は、平成26年６月18日に辞任した無報酬の取締役１名を除いております。
６．監査役の報酬等の額には、平成26年６月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・監査役能勢元氏はリーマン・ブラザーズ証券株式会社の監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

・監査役井出隆氏は日本サード・パーティ株式会社の監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 坂本 昭二郎	18回	100%	18回	100%
監査役 能勢 元	15回	83.3%	15回	83.3%
監査役 井出 隆	13回	100%	13回	100%

（注） 当事業年度に開催された取締役会は18回、監査役会は18回でありますが、井出隆氏は第60回定時株主総会において、選任され就任致しましたので、井出隆氏の取締役会及び監査役会への出席率は就任日である平成26年6月27日から平成27年3月31日までの間における取締役会開催回数13回、監査役会数13回を基に計算しております。

③ 取締役会及び監査役会における発言状況

・監査役坂本昭二郎氏は、ガス業界に関する豊富な経験、幅広い知識と見識を有しており、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。

・監査役能勢元氏は、会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。

・監査役井出隆氏は、会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は平成27年3月31日現在社外取締役を選任しておりませんが、平成26年6月18日付で社外取締役山中敏定氏が辞任された後、新たに選任するにふさわしい方をお探ししていたためであり、本総会にて、社外取締役２名の選任をお諮りいたします。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　協立監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２.子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制他の指導・助言業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1)　業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置した。

① 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

② 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

③ 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

(2)　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営

にあたるよう、研修等を通じ、指導する。
　また、当社は、相談・通報体制としてヘルプラインを設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、監査室に通報するように定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。
　当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対して断固たる姿勢で臨む。
　財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、管理本部を中心に十分な体制を構築する。

(3)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、管理本部長を統括責任者、総務部を事務局とし、法令・社内規程に基づき情報の保存・管理を行う。
　取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧できる。
　また、情報のセキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

(4)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、リスク管理を統括する組織としてエネルギー管理部所管常務を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、有事においては「リスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたることとする。
　平時から、リスク管理委員会において、当社におけるリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を作る。万一の災害時に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー管理部が専門的な立場から、安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行う。

(5)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決

定を機動的に行う。
当社は、独立した専門家により構成される「経営評価委員会」を組織し、半期に１度、定例会議を開催し、代表取締役社長の諮問を受けて答申することにより、有効なガバナンスの維持に努める。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
また、当社においては代表取締役社長が自ら全社員と直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築する。

(6)　当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制
①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、３ヶ月に１回、グループ各社の社長が参加する「グループ経営者会議」を開催する。
非常事態発生時の子会社を含めた連絡網によって当社への迅速な報告を行う等、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築する。
当社の内部監査部門による子会社の内部監査及び内部統制活動のレビューを行う。
②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを概括的に管理する。
「リスク管理委員会」は、当社グループ全体のリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を検討する。
③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社から当社に対し、中期経営計画及び年度事業計画を提出し、連結ベースでの業績管理を行う。
当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入し、グループ共通のシステムを構築し、グループ内の情報共有を図る。
グループ内での管理業務の集約化を図り、適正な人材の配置を行う。

④　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の役員・従業員に適用される行動規範及びコンプライアンス基本方針を定める。

グループ全体の役員・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。

当社又は子会社の内部監査部門による子会社の監査を実施する。

(7)　監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図る。

(8)　監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の役職員が監査役に報告するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会などの重要な会義に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と情報交換を行い、緊密な連携を図る。

② 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制

子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する。

子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告する。

③　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定める。

④　監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保する。

監査役が、外部専門家（弁護士・公認会計士等）への委嘱に関する合理的な費用の負担を求めたときは、速やかにこれに応じる。

７．株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社グループが企業価値を維持・向上するためには、当社の供給エリアである関東一円の一般家庭に、安全且つ安定的に、より安価にガス体エネルギーを供給し続けるとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することが不可欠であると考えております。そのためには、消費者の生活を支えるライフライン・社会資本ともいうべき、ガス本支管等の既存設備の経年管理に、積極的且つ創造的な再投資に努めてまいるとともに、緊急災害時に対応する基幹設計の更なる充実と、新たな供給システムの開発に積極的に取り組むなど、長期的な観点から財務及び事業の方針を決定し、消費者・地域社会をはじめとするステークホルダーズとの信頼関係を構築していかなければなりません。当社取締役会は、このような長期的な観点から当社の財務及び事業の方針を決定することを嫌い、当社がこれまで築き上げてきた地域社会や使用人、協力会社、金融機関等ステークホルダーズとの信頼関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式買付行為を行う者について、当社の方針の決定を支配する者として、適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして、平成18年２月９日に、企業価値向上プランを導入した後、平成18年６月９日、平成19年６月12日、平成21年６月８日に一部改正をし、平成25年６月27日開催の第59回定時株主総会において継続のご承認を得ております。当連結会計年度末日における企業価値向上プランの概要は、以下のとおりであります。

なお、現行の当連結会計年度末日における同プランの全文は、当社ホームページにおいて閲覧することができます。

(http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf)

Ⅰ.「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」の策定

当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念（日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～）を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様に業績評価をしていただくことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、当社グループの現在の状況を踏まえ、次のとおりグループ経営理念を策定します。

① 地域社会に対する貢献
② 企業の持続的成長を目指す
③ 人的資源の尊重

Ⅱ. 経営評価委員会の設置

当社は、上記経営理念の公表と合わせて、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて、外部から客観的な意見を求めてガバナンス機能を強化するため、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置しました。

現在委員には、井手秀樹慶應義塾大学商学部教授を委員長として、成城大学大学院法学研究科教授山田剛志氏及び東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社代表取締役能勢元氏が就任しております。

Ⅲ. 企業価値向上プランの導入

① 企業価値向上プランの導入の目的－企業価値・株主共同の利益の維持・向上

当社取締役会は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案（以下、単に「買付提案」といいます。）又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルール（以下、「企業価値向上プラン」といいます。）を策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当てを行うことといたしました。

② 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針

（企業価値向上プランの内容）

イ．企業価値向上プランの対象となる買付者

企業価値向上プランの対象となる買付者は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20％以上となる買付提案又は買付行為を行おうとする者（以下、「買付者」といいます。）です。

ロ．必要情報提供手続

買付者には、当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20％以上となる買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う前に、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただきます。当社取締役会は、買付者の買付提案が具体的に当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないかを判断するために、買付者からの買付提案を受けた後、５営業日以内に、必要情報の提供を要請します。買付者から十分な情報提供がなされた場合又は複数回にわたる情報要請にかかわらず買付者から十分な情報提供がなされなかった場合、当社取締役会は受領した情報を、直ちに独立の外部専門家３名により構成され、別に設置される経営評価委員会に上程します。

ハ．経営評価委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会から必要情報の上程を受けた経営評価委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、買付提案の検討・分析を行い、当社取締役会が買付者から受領した必要情報の上程を受けてから60営業日以内（但し、経営評価委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとします。）に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の要否について勧告します。

ニ．経営評価委員会による検討・分析事項

経営評価委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には、対抗措置の不発動を勧告します。

a. 買付者が当社取締役会より複数回にわたる情報提供の要請を受けたにもかかわらず、株主が当社株式を買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報を提供しない場合であり、且つ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる。

b. 濫用的買収者である（以下のいずれかに該当すること）。

（ⅰ） 買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている（いわゆるグリーンメイラーである）ことが客観的且つ合理的に認められる。

（ⅱ） 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者や、そのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。

（ⅲ） 買付者が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的且つ合理的に認められる。

（ⅳ） 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で、当社株式の買付提案又は買付行為を行っている場合等、当社を食い物にしようとしていることが客観的且つ合理的に認められる。

（ｖ） 買付者が、二段階での強圧的な買付（最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定するような行為のことをいい、最初の買付行為に応じなければ不利益を被るような状況を作り出し、株主の皆様に売り急がせる買付手法のことをいいます。）を予定して、当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的且つ合理的に認められる。

c. 買付後の経営計画又は事業計画が著しく不合理であり、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

d. （現経営陣の経営計画又は事業計画が、経営評価委員会に上程された場合で）買付後の経営計画又は事業計画が、現経営陣の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）と比較して、明白に劣っており、買付者による、買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである。

ホ． 経営評価委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、経営評価委員会の勧告を受け、対抗措置発動の要否を決定します。その判断の際には、経営評価委員会による勧告を最大限尊重いたします。

ヘ． 取締役会の検討内容の開示

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議をした場合、速やかに、当該決議をした旨及びその理由を開示いたします。また、対抗措置を発動しない旨の決議をした場合でも、買付提案が当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）に劣り、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に反すると判断した場合には、その旨の意見表明を行い、当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

③　対抗措置の内容

対抗措置として割当てられる取得条項付新株予約権の概要は、以下の通りです。

イ．新株予約権の割当対象となる株主及びその条件

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした後に開催される取締役会の決議で、決定される割当期日（以下、「割当期日」といいます。）時点における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

ロ．　取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において、決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社はこの新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式３株を限度として交付する。

ハ．取得条件

買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者が、新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者から、その保有する新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式を交付することを行わない。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記取組みのうち、「Ⅰ．『日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～』の策定」及び「Ⅱ．経営評価委員会の設置」については、当社事業の特性に基づいて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上することを直接の目的として行われるものであるから、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

また、「Ⅲ．企業価値向上プランの導入」につきましても、以下の理由から、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成18年６月29日開催の第52回定時株主総会において、本プランに係る定款変更議案及び本プランの継続をご了承いただき、平成19年６月28日開催の第53回定時株主総会、平成21年６月26日開催の第55回定時株主総会、平成23年6月29日開催の第57回定時株主総会及び平成25年６月27日開催の第59回定時株主総会において継続のご了承をいただいたことによって、株主の皆様のご信任を得ております。また、今後も、取締役選任議案（企業価値向上プランの継続を支持する取締役の選任をお諮りします。）として、株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

経営評価委員会は、有事にも当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については、当社ホームページにおいて株主の皆様に情報開示されており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的且つ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ デットハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、今後も株主総会において、取締役選任議案を通じて株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しておりますので、株主総会決議により廃止できない又は時間を要する、いわゆるデットハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではございません。

……

（注） 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**33,413**	**流動負債**	**48,769**
現金及び預金	17,067	支払手形及び買掛金	10,051
受取手形及び売掛金	9,525	電子記録債務	3,178
商品及び製品	5,263	短期借入金	11,950
仕掛品	27	1年内返済予定の長期借入金	15,554
原材料及び貯蔵品	74	リース債務	850
繰延税金資産	505	未払法人税等	2,431
その他	1,081	賞与引当金	459
貸倒引当金	△130	その他	4,294
固定資産	**90,479**	**固定負債**	**40,172**
有形固定資産	**72,086**	長期借入金	33,849
建物及び構築物	7,222	リース債務	1,654
機械装置及び運搬具	36,536	再評価に係る繰延税金負債	214
工具、器具及び備品	504	役員退職慰労引当金	1,043
土地	23,267	ガスホルダー修繕引当金	339
リース資産	2,256	退職給付に係る負債	2,306
建設仮勘定	2,297	その他	764
無形固定資産	**6,373**	**負債合計**	**88,941**
のれん	5,012	（純資産の部）	
その他	1,360	**株主資本**	**33,718**
投資その他の資産	**12,019**	資本金	7,070
投資有価証券	4,719	資本剰余金	6,683
長期貸付金	3,542	利益剰余金	39,263
退職給付に係る資産	13	自己株式	△19,297
繰延税金資産	2,404	**その他の包括利益累計額**	**1,246**
その他	2,044	その他有価証券評価差額金	1,109
貸倒引当金	△705	為替換算調整勘定	207
繰延資産	**17**	退職給付に係る調整累計額	△70
開発費	17	**少数株主持分**	**4**
		純資産合計	**34,969**
資産合計	**123,910**	**負債及び純資産合計**	**123,910**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**125,733**
売上原価		**76,334**
売上総利益		**49,398**
販売費及び一般管理費		39,383
営業利益		**10,015**
営業外収益		
受取利息及び配当金	355	
為替差益	71	
その他	285	712
営業外費用		
支払利息	586	
持分法による投資損失	600	
その他	114	1,301
経常利益		**9,427**
特別利益		
固定資産売却益	218	
投資有価証券売却益	86	
負ののれん発生益	6	
その他	2	315
特別損失		
固定資産売却損	79	
固定資産除却損	241	
子会社清算損	41	
その他	10	372
税金等調整前当期純利益		**9,369**
法人税、住民税及び事業税	2,672	
法人税等調整額	1,161	3,834
少数株主損益調整前当期純利益		**5,535**
少数株主利益		7
当期純利益		**5,528**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,070	6,020	36,028	△4,977	44,140
会計方針の変更による累積的影響額			65		65
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,070	6,020	36,093	△4,977	44,205
当期変動額					
剰余金の配当			△1,300		△1,300
当期純利益			5,528		5,528
自己株式の取得				△14,395	△14,395
自己株式の処分		662		76	738
持分法の適用範囲の変動			△1,057		△1,057
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	662	3,169	△14,319	△10,487
当期末残高	7,070	6,683	39,263	△19,297	33,718

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	695	―	△11	683	6	44,831
会計方針の変更による累積的影響額						65
会計方針の変更を反映した当期首残高	695	―	△11	683	6	44,896
当期変動額						
剰余金の配当						△1,300
当期純利益						5,528
自己株式の取得						△14,395
自己株式の処分						738
持分法の適用範囲の変動						△1,057
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	414	207	△59	562	△2	559
当期変動額合計	414	207	△59	562	△2	△9,927
当期末残高	1,109	207	△70	1,246	4	34,969

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　６社

・連結子会社の名称　　東彩ガス株式会社
東日本ガス株式会社
新日本瓦斯株式会社
北日本ガス株式会社
日本瓦斯工事株式会社
日本瓦斯運輸整備株式会社

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　３社

・非連結子会社の名称　　株式会社ニチガス物流計算センター
株式会社雲の宇宙船
Nippon Gas USA,Inc.

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社３社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社の数　１社

・持分法適用の非連結子会社　　Nippon Gas USA,Inc.
Nippon Gas USA,Inc.については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。
また、東彩設備株式会社及び株式会社ガスプラザ東彩については、東彩ガス株式会社と平成27年2月23日に合併したことに伴い、第4四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

・持分法適用の関連会社の数　１社

・持分法適用の関連会社　　Strategic Power Holdings LLC
Strategic Power Holdings LLCについては、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称	株式会社ニチガス物流計算センター 株式会社雲の宇宙船
・関連会社の名称	Strategic Power Holdings Operations,Inc. COzero Holdings Limited
・持分法を適用しない理由	非連結子会社２社及び関連会社２社は、それぞれの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としても重要性がないためであります。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．たな卸資産

・商品	主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 ただし、販売用不動産は個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。
・製品、仕掛品、原材料、貯蔵品	主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ロ．有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　７～50年 機械装置及び運搬具　４～22年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 のれんについては、取得後５年及び20年で償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	連結計算書類作成会社は、賞与引当金を計上する必要はありませんが、連結子会社は、使用人に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
ハ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
ニ．ガスホルダー修繕引当金	連結子会社のうち東彩ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社の都市ガス４社は、次回修繕見積額を修繕周期にて配分計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．繰延資産の処理方法

開発費　５年による均等償却を行っております。

ロ．退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、連結子会社は、簡便法を適用しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日）を、当該基準第35項本文及び当該適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が101百万円減少し、利益剰余金が65百万円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

ハ．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理	特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。 また、商品デリバティブについては、期末残高がないため、ヘッジ会計は適用しておりません。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ　商品スワップ ヘッジ対象…借入金　　商品購入代金
ヘッジ方針	リスクに関する内部規程に基づき為替変動リスク・商品価格リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	特例処理による金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。
ニ．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ホ．のれんの償却方法及び償却期間	１社20年間、その他については５年間の定額法により償却しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	141百万円
土地	956百万円
工場財団担保	7,723百万円
(土地)	(456)百万円
(機械装置他)	(7,266)百万円
計	8,821百万円

担保に係る債務

短期借入金	4,270百万円
長期借入金（１年内返済予定額を含む）	2,208百万円
計	6,478百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　167,650百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

当社の使用人	4百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,561千株	－千株	－千株	48,561千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年６月27日開催の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　863百万円
・１株当たり配当額　19.50円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月30日

ロ．平成26年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　451百万円
・１株当たり配当額　13.00円
・基準日　平成26年9月30日
・効力発生日　平成26年11月18日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額　451百万円
・１株当たり配当額　13.00円
・基準日　平成27年3月31日
・効力発生日　平成27年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にガス事業を行うための導管設備工事に必要な資金（主に銀行借入）を設備投資計画に基づき調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用し、また、短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期限は決算日後、最長で9年11ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、大半は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「ヘッジ会計の方法」を参照してください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門の管理課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ.市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額を定めたデリバティブ管理規程に基づき、四半期ごとに常務会で基本方針を承認し、これに従い担当部署が取引を行い、経財部において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経財部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の１か月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,067	17,067	―
(2) 受取手形及び売掛金	9,525		
貸倒引当金 (*1)	△123		
	9,401	9,401	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,749	3,749	―
資産計	30,218	30,218	―
(1) 支払手形及び買掛金	10,051	10,051	―
(2) 電子記録債務	3,178	3,178	―
(3) 短期借入金	11,950	11,950	―
(4) 1年内返済予定の長期借入金	15,554	15,554	―
(5) 長期借入金	33,849	33,620	△228
負債計	74,582	74,354	△228
デリバティブ取引 (*2)	―	―	―

(*1) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引については、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、及び (2) 電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、及び (4) １年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております（上記（*2）参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	970

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権の連結貸借対照表日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,067	―	―	―
受取手形及び売掛金	9,525	―	―	―

（注４）長期借入金の連結貸借対照表日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	15,554	11,784	11,065	5,162	5,774

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,006円67銭

(2) １株当たり当期純利益　148円26銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**20,882**	**流動負債**	**36,695**
現金及び預金	9,068	電子記録債務	3,178
受取手形	319	買掛金	5,338
売掛金	6,301	短期借入金	11,700
商品	4,337	一年内返済予定の長期借入金	12,119
貯蔵品	24	リース債務	713
前渡金	23	未払金	1,299
繰延税金資産	214	未払費用	260
その他	680	未払法人税等	1,208
貸倒引当金	△87	未払消費税等	734
		前受金	15
固定資産	**68,528**	預り金	126
有形固定資産	**31,229**	**固定負債**	**31,128**
建物	3,528	長期借入金	27,256
構築物	1,646	リース債務	1,349
機械及び装置	4,076	退職給付引当金	1,233
車両運搬具	161	役員退職慰労引当金	572
器具及び備品	116	その他	716
土地	18,750	**負債合計**	67,823
リース資産	1,258		
建設仮勘定	1,690	（純資産の部）	
無形固定資産	**1,831**	**株主資本**	**20,518**
のれん	810	**資本金**	**7,070**
その他	1,020	**資本剰余金**	**6,020**
投資その他の資産	**35,467**	資本準備金	5,197
投資有価証券	3,737	その他資本剰余金	822
関係会社株式	26,139	**利益剰余金**	**26,725**
出資金	3	利益準備金	949
長期貸付金	4,105	その他利益剰余金	25,776
繰延税金資産	234	固定資産圧縮積立金	103
その他	1,952	別途積立金	7,750
貸倒引当金	△705	繰越利益剰余金	17,922
		自己株式	**△19,297**
		評価・換算差額等	**1,069**
		その他有価証券評価差額金	1,069
		純資産合計	**21,587**
資産合計	**89,411**	**負債及び純資産合計**	**89,411**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**75,722**
売上原価		**48,777**
売上総利益		**26,945**
販売費及び一般管理費		20,263
営業利益		**6,681**
営業外収益		
受取利息及び配当金	640	
為替差益	71	
その他	219	932
営業外費用		
支払利息	493	
その他	36	529
経常利益		**7,084**
特別利益		
固定資産売却益	205	
投資有価証券売却益	52	258
特別損失		
固定資産売却損	35	
固定資産除却損	106	141
税引前当期純利益		**7,201**
法人税、住民税及び事業税	1,796	
法人税等調整額	1,094	2,890
当期純利益		**4,310**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,070	5,197	822	6,020	949	12	7,750	14,952	23,664
会計方針の変更による累積的影響額								65	65
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,070	5,197	822	6,020	949	12	7,750	15,017	23,729
当期変動額									
剰余金の配当								△1,314	△1,314
固定資産圧縮積立金の積立						91		△91	―
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	―
当期純利益								4,310	4,310
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	0	0	―	91	―	2,904	2,996
当期末残高	7,070	5,197	822	6,020	949	103	7,750	17,922	26,725

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4,901	31,852	665	665	32,518
会計方針の変更による累積的影響額		65			65
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4,901	31,917	665	665	32,583
当期変動額					
剰余金の配当		△1,314			△1,314
固定資産圧縮積立金の積立		―			―
固定資産圧縮積立金の取崩		―			―
当期純利益		4,310			4,310
自己株式の取得	△14,395	△14,395			△14,395
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			403	403	403
当期変動額合計	△14,395	△11,399	403	403	△10,995
当期末残高	△19,297	20,518	1,069	1,069	21,587

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

・商品　主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
ただし、販売用不動産は個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

・貯蔵品　主として先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
機械及び装置	５～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
のれんについては、取得後５年で均等償却しております。
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は５年であります。

④長期前払費用　定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が101百万円減少し、繰越利益剰余金が65百万円増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく事業年度末の要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

開発費	５年による均等償却を行っております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理	特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。 また、商品デリバティブについては、期末残高がないため、ヘッジ会計は適用しておりません。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ　商品スワップ ヘッジ対象…借入金　　商品購入代金
ヘッジ方針	リスクに関する内部規程に基づき為替変動リスク・商品価格リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	特例処理による金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	141百万円
土地	956百万円
工場財団担保	696百万円
(建物)	(329)百万円
(構築物)	(57)百万円
(機械及び装置)	(219)百万円
(土地)	(91)百万円
計	1,794百万円

担保に係る債務

短期借入金	4,270百万円
長期借入金(１年内返済予定額を含む)	1,130百万円
計	5,400百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,101百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

関係会社及び使用人 27百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,683百万円
② 長期金銭債権	4,556百万円
③ 短期金銭債務	1,888百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	14,096百万円
② 仕入高	6,136百万円
③ 販売費及び一般管理費	3,213百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,063百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　　13,828千株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
役員退職慰労引当金	185百万円
貸倒引当金	216百万円
退職給付引当金	398百万円
販売用不動産評価損	182百万円
未払事業税	86百万円
その他	358百万円
繰延税金資産小計	1,427百万円
評価性引当金	△410百万円
繰延税金資産合計	1,016百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△511百万円
固定資産圧縮積立金	△56百万円
繰延税金負債合計	△567百万円
繰延税金資産の純額	449百万円

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	621円52銭
(2) １株当たり当期純利益	114円44銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月26日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協 立 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月26日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協 立 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月28日

日本瓦斯株式会社　監査役会

常勤監査役　大槻昌平　㊞

社外監査役　坂本昭二郎　㊞

社外監査役　能勢元　㊞

社外監査役　井出隆　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金13円00銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は451,532,549円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役13名選任の件

取締役14名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	和田眞治（わだしんじ） （昭和27年４月３日生）	昭和52年３月　当社入社 平成９年６月　当社取締役（営業部長兼西関東支店長） 平成12年６月　当社常務取締役（営業本部西関東支店長） 平成13年４月　当社常務取締役（営業本部営業統括兼西関東支店長） 平成14年４月　当社常務取締役（営業本部営業統括） 平成15年１月　当社常務取締役（営業本部長） 平成16年６月　当社専務取締役（営業本部長） 平成17年６月　当社代表取締役社長（営業本部長） 平成18年４月　当社代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長（営業本部長）（現任）	54,455株
2	中山雄樹（なかやまゆうじゅ） （昭和24年３月12日生）	昭和52年２月　当社入社 平成12年６月　当社取締役（管理本部経財部長） 平成14年６月　当社常務取締役（管理本部長代行兼経財部長） 平成15年６月　当社常務取締役（管理本部長兼経財部長） 平成20年４月　当社常務取締役（管理本部長） 平成21年４月　当社専務取締役（管理本部長） 平成24年６月　当社代表取締役専務（管理本部長） 平成26年４月　当社代表取締役副社長（管理本部長）（現任）	34,100株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	渡辺大乗（わたなべだいじょう） （昭和33年11月30日生）	昭和56年３月　当社入社 平成12年６月　当社取締役（営業部長兼東関東支店長） 平成17年４月　当社取締役（営業本部TED部長） 平成18年４月　当社取締役（営業本部ガス事業管理部長） 平成19年４月　当社取締役（営業支援本部ガス事業管理部長） 平成20年４月　当社常務取締役（営業本部企画業務部長兼ガス事業管理部管掌） 平成21年４月　当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼TED部兼開発営業部管掌） 平成21年10月　当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼開発営業部管掌兼TED部長） 平成23年４月　当社常務取締役（営業本部企画業務部兼ガス事業管理部兼開発営業部兼TED部管掌） 平成26年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（TED部　ライフプロダクト営業部管掌）） 平成26年10月　当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（総合エネルギー事業部　TED部ライフプロダクト営業部管掌）） 平成27年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー企画部長（ライフプロダクト営業部管掌））（現任）	21,400株
4	小池四郎（こいけしろう） （昭和29年１月12日生）	昭和58年３月　当社入社 平成15年６月　当社監査役（常勤） 平成24年６月　当社取締役 平成24年７月　当社常務取締役（営業本部副本部長） 平成25年６月　当社監査役（常勤） 平成26年６月　当社常務取締役（管理本部副本部長兼総務部長）（現任）	9,700株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	荒木　太（あらき　ふとし） （昭和35年８月４日生）	昭和59年３月　当社入社 平成19年４月　当社営業部長兼西関東支店長 平成19年６月　当社取締役（営業部長兼西関東支店長） 平成20年４月　当社取締役（営業本部西関東支店長） 平成22年４月　当社常務取締役（営業本部西関東支店長） 平成23年４月　当社常務取締役（営業本部東関東支店長） 平成26年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー営業部西関東支店長）（現任） （重要な兼職の状況） 日本瓦斯運輸整備株式会社　代表取締役社長	24,200株
6	森下淳一（もりした　じゅんいち） （昭和39年12月26日生）	平成２年３月　当社入社 平成22年４月　当社執行役員（営業本部ガス事業管理部長） 平成23年６月　当社取締役（営業本部ガス事業管理部長） 平成26年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー管理部長） 平成27年４月　当社常務取締役（営業本部エネルギー管理部長（情報通信技術部管掌））（現任） （重要な兼職の状況） 日本瓦斯工事株式会社　代表取締役社長	12,800株
7	田中敏也（たなか　としや） （昭和32年10月27日生）	昭和63年３月　当社入社 平成18年４月　当社営業部長兼北関東支店長 平成18年６月　当社取締役（営業部長兼北関東支店長） 平成20年４月　当社取締役（営業本部北関東支店長） 平成21年10月　当社取締役（営業本部開発営業部長） 平成26年４月　当社取締役(営業本部ライフプロダクト営業部長(現任)	12,140株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	向井正弘（むかい まさひろ） （昭和40年12月10日生）	昭和63年３月　当社入社 平成18年４月　当社営業部長兼東関東支店長 平成18年６月　当社取締役（営業部長兼東関東支店長） 平成20年４月　当社取締役（営業本部東関東支店長） 平成23年４月　当社取締役（営業本部西関東支店長） 平成26年４月　当社取締役（営業本部エネルギー企画部長（保険・TED部担当）） 平成27年４月　当社取締役（営業本部エネルギー企画部長兼ＴＥＤ部長兼情報通信技術部長）（現任）	26,840株
9	柏谷邦彦（かしわや くにひこ） （昭和46年１月６日生）	平成24年３月　当社入社 平成24年４月　当社執行役員（営業本部海外事業部長） 平成25年６月　当社取締役（営業本部海外事業部長） 平成26年２月　当社取締役（戦略企画本部長兼海外事業部長）（現任）	5,600株
10	渡辺直美（わたなべ なおみ） （昭和29年５月８日生）	平成19年10月　当社入社 平成22年４月　当社執行役員（管理本部総務部長） 平成26年６月　当社取締役（管理本部人事部長）（現任）	4,300株
11	※阪本敏康（さかもと としやす） （昭和42年９月14日生）	平成26年２月　当社入社 平成26年４月　当社執行役員（戦略企画本部経営企画部長） 平成26年10月　当社執行役員（営業本部総合エネルギー事業部長）（現任）	0株
12	※井出隆（いで たかし） （昭和26年６月19日生）	昭和59年４月　公認会計士登録 平成10年７月　中央監査法人代表社員就任 平成18年７月　新日本監査法人入社　シニアパートナー 平成25年６月　新日本有限責任監査法人退職 平成26年６月　日本サード・パーティ株式会社社外監査役（現任） 平成26年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 日本サード・パーティ株式会社　社外監査役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
13	※河野（かわの）哲夫（てつお） （昭和27年９月４日生）	平成11年４月　株式会社さくら銀行米州営業部長兼 ニューヨーク支店副支店長 平成15年４月　株式会社三井住友銀行理事本店 法人営業部長 平成17年４月　エームサービス株式会社執行役員 営業開発推進本部長 平成26年４月　同上席執行役員品質管理本部長 平成27年４月　同退任　非常勤顧問（現任）	0株

（注）1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 井出隆氏及び河野哲夫氏は社外取締役候補者であります。井出隆氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の候補者であります。また、当社は河野哲夫氏を本議案の承認可決を条件に、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 井出隆氏及び河野哲夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
社外取締役候補者井出隆氏は公認会計士として会計・財務に関して深い見識を有し、前期は当社の社外監査役として活動していただきましたが、今回、その経験も生かして経営面から当社の財務政策・コンプライアンス体制構築に的確かつ積極的な指導をいただけると判断して、社外取締役候補者としております。
また、井出隆氏は、社外監査役以外で会社経営に関与された経験はございませんが、上記の経験等を勘案し、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
社外取締役候補者河野哲夫氏は大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対して的確かつ積極的なご意見をいただけると判断して、社外取締役候補者としております。
5. 井出隆氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役の責任限定について
当社は社外取締役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第36条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき社外取締役候補者である井出隆氏及び河野哲夫氏の両氏につきましては、選任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。その契約内容は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
7. いずれの候補者も、企業価値向上プラン（買収防衛策）の継続に賛成しております。なお、企業価値向上プランの全文については、当社ホームページにおいて閲覧することができます（http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf）。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役大槻昌平氏及び坂本昭二郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役井出隆氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、山田剛志氏は井出隆氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役井出隆氏の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大槻昌平（おおつきしょうへい） （昭和30年12月30日生）	昭和53年３月　当社入社 平成16年６月　当社取締役（管理本部総務人事部長） 平成18年６月　当社取締役（管理本部人事部長） 平成20年４月　当社取締役（管理本部経財部長） 平成22年４月　当社常務取締役（営業本部副本部長） 平成24年７月　当社常務取締役（管理本部人事部長） 平成26年４月　当社常務取締役 平成26年６月　当社監査役（現任）	22,940株
2	坂本昭二郎（さかもとしょうじろう） （昭和20年７月17日生）	昭和42年11月　通商産業省入省 平成13年７月　中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長 平成16年６月　社団法人日本簡易ガス協会専務理事 平成19年６月　同法人退任 平成23年６月　当社監査役（現任）	0株
3	※山田剛志（やまだつよし） （昭和40年７月16日生）	平成16年４月　弁護士登録 平成16年４月　新潟大学法科大学院准教授 平成20年１月　株式会社トップカルチャー監査役（現任） 平成22年４月　成城大学大学院法学研究科教授（現任） 平成23年７月　敬和綜合法律事務所客員弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トップカルチャー社外監査役	0株

（注）1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 坂本昭二郎氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 坂本昭二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、ガス業界に関する豊富な経験、幅広い

知識と見識を有し、当社の社外監査役として適任であると考えたためであります。
また、坂本昭二郎氏は、会社経営に関与された経験はございませんが、上記の経験等を勘案し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

5. 山田剛志氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は山田剛志氏を本議案の承認可決を条件に、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 山田剛志氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
また、山田剛志氏は、会社経営に関与された経験はございませんが、上記の経験等を勘案し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
7. 坂本昭二郎氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
8. 社外監査役の責任限定について
当社は社外監査役が期待できる役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、現行定款第47条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき社外監査役候補者である山田剛志氏につきましては、選任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。その契約内容は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

第４号議案　取締役及び監査役の報酬限度額改定の件

１．　取締役の報酬限度額改定

当社の取締役の報酬限度額につきましては、平成１２年６月２９日開催の第４６回定時株主総会において月額２０百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき、今日に至っております。

このたびの役員退職慰労金の廃止、業績を反映した役員報酬制度の導入等コーポレートガバナンス・コードへの対応及び今後の事業規模拡大を勘案し、取締役（社外取締役を含む）の報酬限度額を年額４００百万円以内（内、社外取締役３０百万円以内。また、使用人分給与は含まず。）に改定することを株主の皆様にお願いするものであります。

なお、現在の取締役は１４名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと１３名（内、社外取締役２名）となります。

２．　監査役の報酬限度額改定

当社の監査役の報酬限度額（社外監査役を含む）につきましては、平成１０年６月２６日開催の第４４回定時株主総会において月額５百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。このたびの役員退職慰労金廃止や今後の事業規模拡大を勘案し、監査役（社外監査役を含む）の報酬限度額を年額７０百万円以内に改定することを株主の皆様にお願いするものであります。

なお、現在の監査役は４名（内、社外監査役３名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されましても、監査役４名（内、社外監査役３名）となります。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を平成27年3月期をもって廃止することを平成27年5月18日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、本総会終結の時をもって退任する取締役及び監査役を含め、在任中の取締役14名および監査役4名に対し、これまでの在任中の労に報いるため、当社が定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内において退職慰労金を打切り支給いたしたく、その具体的金額・方法等は、取締役在任期間分につきましては取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にそれぞれご一任願いたく存じます。なお、支給の時期は当社の定める規程に基づき各役員の退任の時といたします。

対象となる取締役及び監査役各氏は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
和田　眞治（わだ　しんじ）	平成９年６月　当社取締役 平成12年６月　当社常務取締役 平成16年６月　当社専務取締役 平成17年６月　当社代表取締役社長（現任）
中山　雄樹（なかやま　ゆうじゅ）	平成12年６月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成21年４月　当社専務取締役 平成24年６月　当社代表取締役専務 平成26年４月　当社代表取締役副社長（現任）
渡辺　大乗（わたなべ　だいじょう）	平成12年６月　当社取締役 平成20年４月　当社常務取締役（現任）
小池　四郎（こいけ　しろう）	平成15年６月　当社監査役(常勤) 平成24年６月　当社取締役 平成24年７月　当社常務取締役 平成25年６月　当社監査役(常勤) 平成26年６月　当社常務取締役（現任）
荒木　太（あらき　ふとし）	平成19年６月　当社取締役 平成22年４月　当社常務取締役（現任）
森下　淳一（もりした　じゅんいち）	平成23年６月　当社取締役 平成26年４月　当社常務取締役（現任）
田中　敏也（たなか　としや）	平成18年６月　当社取締役（現任）

氏　　名	略　　歴
向井　正弘（むかい　まさひろ）	平成18年６月　当社取締役(現任)
鎌形　哲夫（かまがた　てつお）	平成20年６月　当社取締役(現任)
寺田　二三男（てらだ　ふみお）	平成23年６月　当社取締役(現任)
佐藤　一郎（さとう　いちろう）	平成25年６月　当社取締役(現任)
柏谷　邦彦（かしわや　くにひこ）	平成25年６月　当社取締役（現任）
渡辺　直美（わたなべ　なおみ）	平成26年６月　当社取締役(現任)
土屋　友紀（つちや　ともの り）	平成26年６月　当社取締役(現任)
大槻　昌平（おおつき　しょうへい）	平成16年６月　当社取締役 平成22年４月　当社常務取締役 平成26年６月　当社監査役(現任)
坂本　昭二郎（さかもと　しょうじろう）	平成23年６月　当社監査役(現任)
能勢　元（のせ　げん）	平成24年６月　当社監査役(現任)
井出　隆（いで　たかし）	平成26年６月　当社監査役(現任)

第６号議案　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」という。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」により構成されていましたが、取締役等に対する役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を平成27年3月期をもって廃止し、新たに取締役等に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。なお、後述のとおり、本制度においては、当社の取締役等に対する役員報酬及び当社の一部の子会社（以下「対象子会社」といい、当社及び対象子会社を併せて「対象会社」という。）の取締役（当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、これまで以上に当社グループの業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、対象取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めるこ

とを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成12年6月29日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の月額固定報酬（月額20百万円以内。なお、第4号議案「取締役及び監査役の報酬限度額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額400百万円以内。）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5年間（以下「対象期間」という。）に在任する当社の取締役等に対し、各事業年度における取締役等の基本報酬の月額である基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式を支給することのご承認をお願いするものであります。

なお、現在対象となる取締役の数は14名であり、第2号議案「取締役13名選任の件」が原案どおり承認可決されますと対象となる取締役は11名（執行役員は5名）となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

各対象会社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が当社の設定する信託を通じて取得され、対象会社ごとに、対象取締役等の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式等（下記（3）に定める。）について、対象取締役等に交付等（下記(3)に定める。）を行う株式報酬制度です。ただし、対象取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、対象取締役等の退任時となります。

(2) 各対象会社が本信託に拠出する金銭の上限

各対象会社は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5年間を対象として、本制度を導入します。

当社は、607百万円を上限とする金銭を、対象期間の当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金銭と併せて（各対象会社が拠出する金銭の総額は金1,140百万円を上限とする。）、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託期間5年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

(3) 各対象取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

対象取締役等には、信託期間中の毎年７月（初回は信託設定後速やかに）に、同事業年度における基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される一定のポイントが、翌年3月31日で終了する事業年度（初回は平成28年3月31日で終了する事業年度）（以下「評価対象事業年度」という。）に係るポイントとして、対象会社ごとに付与されます。ポイントの付与は、信託期間内において、毎年行われます。当社の取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数は、42,300ポイントを上限とします。

対象取締役等の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、累積ポイントに応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）されます。

なお1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

各評価対象事業年度において、各取締役等のポイントは、以下の算定式によって決定されます。

［ポイント算定式］

基本報酬月額（※1）×12（※2）×役位係数÷信託設定時株価

（※1） 基本報酬月額は、各評価対象事業年度における取締役等の7月の基本報酬の月額を意味します。各事業年度における各対象取締役等の基本報酬月額は、前事業年度の連結営業利益額に応じて決定される基本報酬予算額を役位及び各対象取締役等の前事業年度に係る業績評価に応じて配分し、それを12分割する方法により、決定されます。

（※2） 評価対象事業年度の途中で退任した対象取締役等については、当該評価対象事業年度における在任月数とします（例えば、当該事業年度中に開催される株主総会の時点で退任した対象取締役等については3となり、毎年7月のポイント付与後に同一評価対象事業年度中に退任した対象取締役等については、在任月数に応じてポイント数を減らす方法により調整する。）。

(4) 対象取締役等に対する株式交付

受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当社の取締役等が、当社の取締役等としての地位に加え、対象子会社の取締役を兼任している場合（※）は、当社の取締役等及び全ての対象子会社の取締役を退任した時点で一括して当社株式が交付されます。

（※）当社の取締役等の退任と同時に、対象子会社の取締役に就任する場合を含みます。

（ご参考）

なお、本制度の詳細については、当社平成27年5月18日付「業績連動報酬制度の導入、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。以下、同適時開示の抜粋を掲載いたします。

当社平成27年５月18日付適時開示

「業績連動報酬制度の導入、役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（抜粋）

１．業績連動型報酬制度の導入

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役等の業績向上インセンティブ強化を目的として、平成27年７月分より基本報酬の一部に業績連動部分を導入することといたしました。

基本報酬の一定割合を業績連動部分とし、連結営業利益の実績に基づく業績連動部分の変動により、次年度の基本報酬額総額が決定されることとなります。個別報酬額は取締役等の評価に基づき決定いたします。

２．役員退職慰労金制度の廃止

当社は、現行の役員退職慰労金制度を平成27年３月期をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する当社の取締役および監査役については、平成27年３月31日までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は各取締役においては全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点、各監査役においては監査役を退任した時点（ただし、監査役を退任後に対象取締役等に就任している場合には全ての対象取締役等を退任した時点）といたします。

３．株式報酬制度の導入

（１）当社は、対象取締役等を対象に、これまで以上に当社グループの業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、対象取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

（２）本制度の導入は、各対象会社ごとに、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。
また、本制度において対象取締役等が現に株式の交付を受けるのは、原則として、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時となります。

（３）本制度については、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「ＢＩＰ信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。ＢＩＰ信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、対象取締役等に交付される株式報酬型の役員報酬となります。

４．役員報酬制度の見直し

このたびの役員報酬制度の見直しにより、対象取締役等の報酬は、「基本報酬（業績連動報酬）」、「賞与」、および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である各対象会社の社外取締役および監査役の報酬については、「基本報酬」のみで構成されます。

５．　本制度の概要

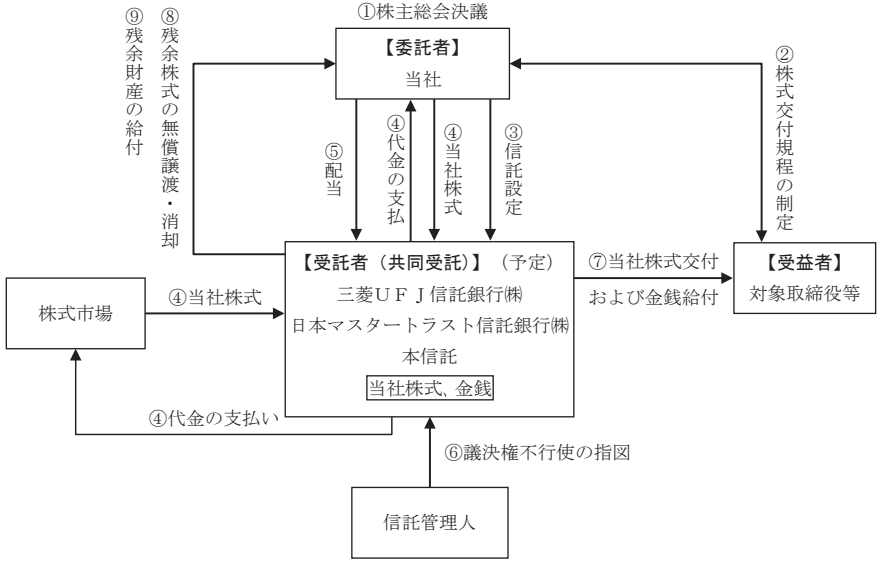

①対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに、株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
②対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
③対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
④受託者(本信託)は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、各対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。

⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦信託期間中、基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される一定のポイントが、対象取締役等に付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任時に累積ポイント（下記（５）に定める。）に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）されます（なお、当該対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われる。）。
⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に交付する予定です。
(注)受益者への当社株式の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて）各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。
（１） 本制度の概要
本制度は、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成32年３月31日で終了する事業年度までの５年間（以下「対象期間」という。）を対象として、役員報酬として、各事業年度における基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式等の交付等を行う制度となります。

（２） 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および対象取締役等が付与を受けることができるポイント（下記（５）に定める。）の１年当たりの上限総数その他必要な事項を決議します。

（３） 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任後、下記（５）に定める累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

① 対象期間中に対象取締役等であること（対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。）

② 全ての対象会社の対象取締役等を退任していること（※）

③ 一定の非違行為があった者でないこと

④ 下記（５）に定める累積ポイントが決定されていること

⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※）ただし、本信託を終了する時点において、上記②を除く受益者要件を満たす対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等に当社株式が交付されることがあります。

また、下記（４）第３段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

（４） 信託期間

平成27年９月10日（予定）から平成32年８月31日（予定）までの約５年間とします。

なお、５年後の各対象会社の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議における承認決議の範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、

対象取締役等に対するポイントの付与を継続することがあり得ます。
ただし、当該期間の終了時に受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役等が全ての対象取締役等を退任し、当該対象取締役等に対する当社株式全体の交付が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

（５） 対象取締役等に交付される株式数

対象取締役等には、信託期間中の毎年７月（初回は信託設定後速やかに）に、同事業年度における基本報酬月額および役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される一定のポイントが、翌年３月31日で終了する事業年度（初回は平成28年３月31日で終了する事業年度）（以下「評価対象事業年度」という。）に係るポイントとして、対象会社ごとに付与されます。対象取締役等には、対象取締役等退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。
なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

［ポイント算定式］

基本報酬月額（※１）×12（※２）×役位係数÷信託設定時株価

（※１）基本報酬月額は、評価対象事業年度における取締役等の７月の対象取締役等の基本報酬の月額を意味します。各評価対象事業年度における各対象取締役等の基本報酬月額は、前事業年度の連結営業利益額に応じて決定される基本報酬予算額を役位および各対象取締役等の前事業年度に係る業績評価に応じて配分し、それを12分割する方法により、決定されます。
（※２）事業年度の途中で退任した対象取締役等については、当該事業年度における在任月数とします（例えば、当該事業年度中に開催される株主総会の時点で退任した対象取締役等については３となり、毎年７月のポイント付与後に同一評価対象事業年度中に退任した対象取締役等については在任月数に応じてポイント数を減らす方法により調整します。）。

（６） 本信託に拠出する信託金上限および年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は607百万円（※）を上限といたします。

また、信託期間内に各対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は533百万円（当社分と合わせて、合計1,140百万円）（※）とします。

（※）信託金上限は、現在の対象取締役等の基本報酬および賞与の水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

さらに、当社の取締役等に付与される年間付与ポイントの上限は42,300ポイントとして、各対象子会社の取締役に付与される年間付与ポイント上限の合計を37,300ポイントとして、それぞれ各対象会社の承認決議を行うことも予定しております。かかる決議がなされた場合、対象取締役等が本信託から交付等を受けることができる株数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。その為、対象期間において、本信託が取得する株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限の合計に信託期間の年数５を乗じた数に相当する株式数（398,000株）を上限とします。

（７） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（６）の各対象会社の株式取得資金の上限の合計額および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各対象取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（６）の各対象会社のそれぞれの株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

（８） 対象取締役等に対する株式交付時期

上記（３）の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続

を行うことにより、退任後、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点における累積ポイントの70％に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当該対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

（９） 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、対象取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達等により、本信託の終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある対象取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じる場合は、株主還元策として、信託終了時または上記（４）第３段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）

【本信託の内容】

①信託の種類　　特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

②信託の目的　　対象取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者　　当社
④受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定）
　（共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者 全ての対象会社の対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人　　対象会社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日　　平成27年９月10日（予定）
⑧信託の期間　　平成27年９月10日（予定）～平成32年８月31日（予定）
⑨制度開始日　　平成27年10月１日（予定）
⑩議決権行使　　行使しないものとします。
⑪取得株式の種類　　当社普通株式
⑫信託金の上限額　　1,140百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）
⑬帰属権利者　　当社
⑭残余財産　　帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】
①信託関連事務 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以　上

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル≪本館4階　桜の間≫
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
電話（03）3504－1111（代表）



＜交通機関＞

JR線　有楽町駅　下車　徒歩５分　地下鉄　銀 座 駅　下車　徒歩５分
　　新 橋 駅　下車　徒歩７分　　日比谷駅　下車　徒歩３分
　　内幸町駅　下車　徒歩３分